



国鉄労働組合
東海エリア本部
東京港区新橋5-15-5
交通ビル7階
発行責任者 上野 力
編集責任者 一柳弘一

年末手当

3.5ヶ月を要求!

要求獲得に向け職場から運動を展開しよう

国労東海本部は、10月18日にJR東海会社・ジェイアール東海バスへ、10月23日にJR貨物東海支社へ年末手当の申し入れを行ってききました。

要求獲得に向けて、交渉と同時に各組合員が一体となつて取り組みを強めていくことが重要です。

要求月数は、いずれも3・5カ月。毎年組合員の現状を把握する生活実態アンケート調査の結果や各社の経営状況・労働者を取り巻く社会経済情勢を背景に、統一要求として決定しました。

年末手当は生活給

JR東海会社へ申し入れた要求の根拠として、10月の消費税増税と、それ以前の物価上昇、先行き不安の年金・社会保障。「老後2千万円」発言などによる将来不安に対し年末手当の期待感が高まっているためと主張しました。また、内閣府が発表した景動向指数速報値・平均値が共に下落し基調判断を「悪化」としたことや、消費動

社員へ犠牲を押し付けるな

JR貨物東海支社へは、年末手当3・5カ月の支払いを申し入れしました。JR貨物は今年度「中期経営計画2023」のもと、大きな災害があったものの、実質的黒字を確保しました。これは日頃からの社員1人1人の努力にほかなりません。しかし、職場では人事制度改正の経営目立計画・中期計画での数値目標のために、徹底した効率

労苦に報いよ

ジェイアール東海バスへは10月24日に申し入れを行いました。申し入れ内容はJR東海会社と同様です。交渉は、11月6、13、20日に行われま

化・合理化により要員不足が蔓延化しています。また、同一労働で55歳からは賃金ダウンし、低賃金で責任だけが押し付けられているシニア世代の労働条件など厳しいもので安全輸送を担っています。さらに、消費税10%増税や物価上昇・社会保障負担増など生活面も一層厳しい状況です。こうした環境の中、事業計画を達成している背景には、家族・社員の犠牲が計り知れないとして社員の切実な願いを会社へ主張しました。JR貨物の年末手当回答は11月14日を予定しています。

労働協約改訂交渉 妥結

国労東海本部は、9月12日にJR東海より労働協約改訂交渉の回答を受けました。8月20日から約1カ月間の議論で、協約等が8項目、制度等が3項目の改訂内容を提示され、交渉部は持ち帰り検討しました。その後、執行委員会・地方代表者会議を開催し、会社回答に対する評価や疑問点・今後の取り取り扱いについて議論した結果、12日17時に妥結しました。

(詳細は2面に掲載)

の努力と意欲のさらなる向上に
応えるように求めていきます。
会社回答は、11月20日を予定し
ています。

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

★NEW★
生きるためのがん保険 Days1

がん No.1
がん保険 契約件数

★NEW★
生きるためのがん保険 Days1

がん No.1
がん保険 契約件数

★NEW★
生きるためのがん保険 Days1

がん No.1
がん保険 契約件数

★NEW★
生きるためのがん保険 Days1

がん No.1
がん保険 契約件数

診断 1回につき がん 50万円 一併含として	手術 1回につき 20万円	がん 先進医療 15万円
特定診断 1回につき がん 50万円 一併含として	放射線 1回につき 20万円	がん 先進医療 15万円
入院 1日につき 10,000円	抗がん剤・ ホルモン剤 1回につき 5万円	がん 先進医療 15万円
通院 1日につき 10,000円	抗がん剤・ ホルモン剤 1回につき 5万円	がん 先進医療 15万円

■標準代償金(アフラックにて標準代償金を利用してのりま) (付保保険会社)
アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

「生きる」を断る。アフラック
東京第二法人営業部
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2058

要求獲得に向け 職場から運動を展開しよう

労働協約改訂交渉経過

第1回団体交渉 8月20日

・趣旨説明

第3回団体交渉 8月22日

- ・非組合員の範囲
- ・転勤、配転、出向について
- ・運輸系統社員運用改善
- ・LGBTへの対応
- ・交渉委員の数
- ・新入社員の加入時期
- ・出向会社の労働改善
- ・出向作業手当Bの増額
- ・54歳原則出向以外の出向社員について
- ・出向発令
- ・出向会社への組合掲示板の設置
- ・シニア契約社員
- ・契約社員

第4回団体交渉 8月27日

- ・勤務
- ・勤務変更
- ・連続夜勤
- ・更衣、体操時間
- ・労働時間管理
- ・訓練、講習会の移動時間
- ・年休
- ・年末年始休暇新設



こくろうとうかいくん

第5回団体交渉 8月29日

- ・休日労働
- ・連続休暇
- ・保存休暇
- ・1人泊り駅勤務
- ・多目的休暇新設

- ・乗務員勤務
- ・在宅休養時間確保
- ・日勤行路の拘束時間
- ・日勤行路の出勤方
- ・予備勤務の出勤予備
- ・賃金、手当
- ・定期昇給額
- ・割増賃金
- ・退職金
- ・技能手当
- ・新しい賃金制度の職務手当と現行の特殊勤務手当の比較

第6回団体交渉 9月5日

- ・昇進
- ・現行制度導入後の昇進、

昇格していない社員

- ・B年限
- ・昇進試験の人事考課
- ・出向社員の昇進試験と人事考課
- ・専任社員
- ・労働条件
- ・勤務形態
- ・病欠期間
- ・契約満了報労金の改善
- ・育児、介護休職
- ・有給化
- ・復職
- ・安全、衛生、業務災害
- ・社員の健康管理
- ・全健康診断の勤務化
- ・アスベスト
- ・PETCT、脳ドック、肺ドック
- ・インフルエンザ予防接種
- ・各ハラスメント
- ・AED設置

第7回団体交渉 9月9日

- ・熱中症対策
- ・制服類改善、クリーニング
- ・新たな勤続者表彰、リフレッシュ休暇新設
- ・主要駅への外国人向けインフォメーション設置
- ・社員証IC化、購入券へー

パース化

- ・企業主導型保育所設置
- ・全職場へJネット設置
- ・福利厚生補助金額等の引き上げ
- ・持家住宅補助給金の金額、支給年数
- ・持家住宅一時金制度
- ・専任社員の社宅利用料
- ・会社回答

第8回団体交渉 9月12日

【総括】

回答では、国労が従来から主張している育児・介護問題の要求で協約の改訂がなされました。また、同一労働・同一賃金の観点から契約社員・臨時社員の職務手当も改善されました。しかし、労働時間管理や専任社員の労働条件、「新しい人事賃金制度の見直し」の積み残し点などは回答を得ることが出来ませんでした。新しい人事賃金制度開始で65歳定年制に伴う専任社員との格差問題や職名変更や職務手当の月額制導入による減額などの問題は今後も要求し、改善を図っていかねばなりません。

家族の幸せを災害から守る

火災共済 ⊕ オプション保障

火災共済の保障力を、さらにアップさせる新制度。

近隣の家へ損害を与えたときの「類焼損害保障」、日常生活での賠償事故に備える「個人賠償保障」、賃貸住宅で火事を起こした場合の「借家人賠償保障+修理費用」。火災共済とセット加入することで大型保障を実現します。

B1424401E2144-20150209

交通共済 ニュース



※借家にお住まいの方のみ

オプション保障(類焼損害費用保険、個人賠償責任保険、借家人賠償責任保険+修理費用)は、共済火災海上保険(株)を引受保険会社とする保険契約であり、共済ではありません。詳しい内容は必ずパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

みんなで暮らしをガード
交通共済 (JF職域生協)
全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合